

内閣参質二一六第四三号

令和七年一月七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員神谷宗幣君提出我が国に設置された孔子学院に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出我が国に設置された孔子学院に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「活動実態」の具体的に意味するところが明らかではないため、これに対する「評価」についてお答えすることは困難であり、また、個別の学校法人における「孔子学院の設置目的」について政府として「評価」を述べることは差し控えたいが、いずれにせよ、学校法人が「孔子学院」を設置することにより当該学校法人が設置する学校の教育活動に支障が生じている場合や、設置された「孔子学院」の活動に法令違反があると認められる場合には、適切に対処してまいりたい。

一の2について

お尋ねについては、先の答弁書（令和六年五月十日内閣参質二二三第一二二二号。以下「前回答弁書」という。）五について、六について及び七についてで答えたとおりである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の質問主意書（令和六年四月二十五日提出質問第一二二二号）三でお尋ねのあった「孔子学院等及びその中国籍職員が本件二法律に基づき中国政府の指示に従う可

能性」についての質問であれば、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。

三について

御指摘の「十分に進展している」、「課題が残る」及び「大学と同等に透明性が確保」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、御指摘の「孔子学院」及び「孔子課堂」（以下これらを合わせて「孔子学院等」という。）を設置する各学校法人に対して、「「孔子学院」等に係る情報の公開について（依頼）」（令和五年十二月四日付け文部科学省高等教育局参事官（国際担当）及び初等中等教育局参事官（高等学校担当）事務連絡）により、その運営に関する情報を公開するよう働きかけ、その進捗状況について確認を行っているところであり、孔子学院等を設置する学校法人において、公開される情報の内容が充実しているものと承知している。

四について

前段のお尋ねについては、文部科学省において、学校法人が孔子学院等を設置することにより当該学校法人が設置する学校の教育研究活動に支障が生じている事実や、設置された孔子学院等の活動に法令違反があると認められる事実を承知していない。

後段のお尋ねについては、御指摘の「調査や監視」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同省としては、孔子学院等の設置により学校の自主的・自律的な運営が妨げられることのないよう、孔子学院等を設置する各学校法人が、その運営の透明性を確保する必要があると考え、当該学校法人に対して、その運営に関する情報を公開するよう働きかけるとともに、その進捗状況を確認するなど、関係省庁と緊密に連携しながら孔子学院等を設置する各学校法人の動向を注視しているところである。

五について

御指摘の「従来孔子学院を通じて行われてきた影響工作」及び「名称変更や新たな形態を用いた活動が安全保障や我が国の主権に与える影響」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。